

第2次うるま市男女共同参画行動計画
～うるま夢プラン～
〔概要版〕

沖縄県 うるま市

計画の基本理念

第1次計画では、本市の総合計画との整合性を保ちつつ、男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ、「市民一人ひとりが互いをかけがえのない存在として認め合い、それぞれの個性や人権を尊重し、責任を分かち合いながらともに社会活動に参画していく、みんなが主役の男女共同参画社会」を掲げ、各種取り組みを実施してきました。第2次計画においても、総合計画等との整合性を保ちつつ、引き続き取り組んでいく必要があることから、第1次計画の基本理念を踏襲し、全庁体制・全市民で事業を推進していくこととします。

<目指す姿（キャッチフレーズ）>



**共に創ろう！一人ひとりの個性が輝くまち、
みんなが主役の男女共同参画社会**



計画の期間

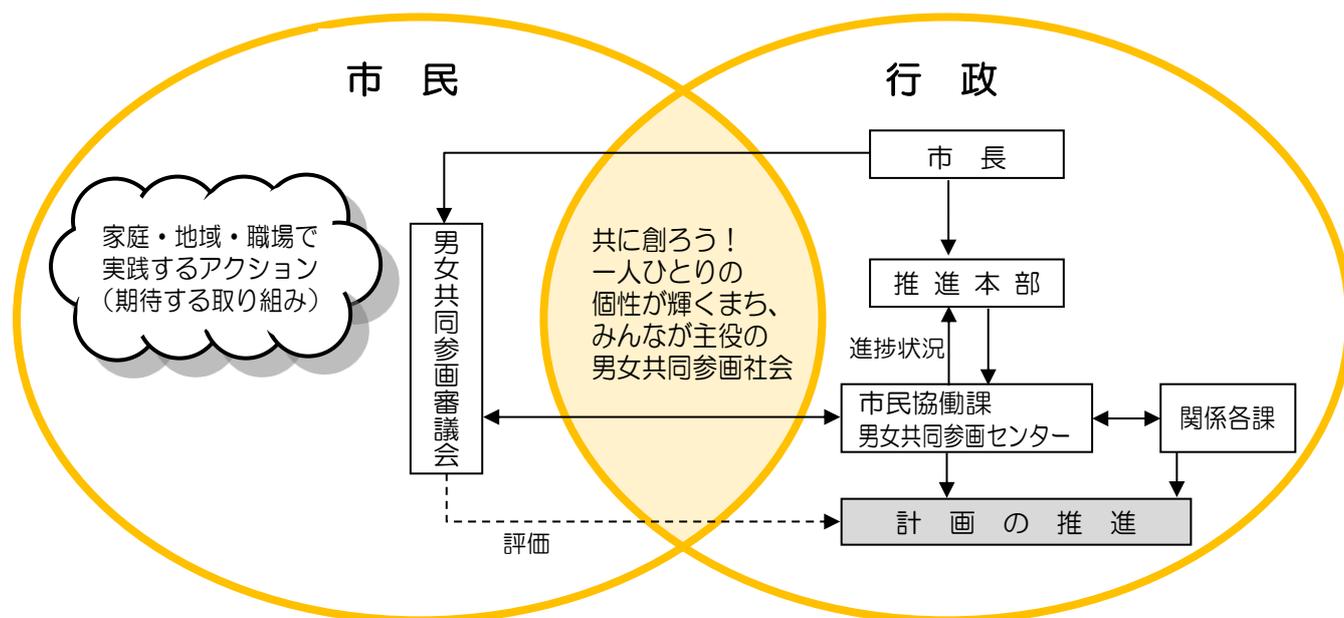
この計画の目標期間は、2019年度から2028年度までの10年間とします。

※実施状況の把握と評価を毎年度行うとともに、中間年の2023年には計画の見直しを図り、社会状況の変化に対応します。

計画の推進体制

1. 男女共同参画社会の実現は、市民と行政が協働で取り組む必要があります。庁内の全職員が男女共同参画の視点をもつとともに、事業の推進にあたっては、行動計画に示された実施期間や実施区分、数値目標について十分認識をもって取り組んでいきます。

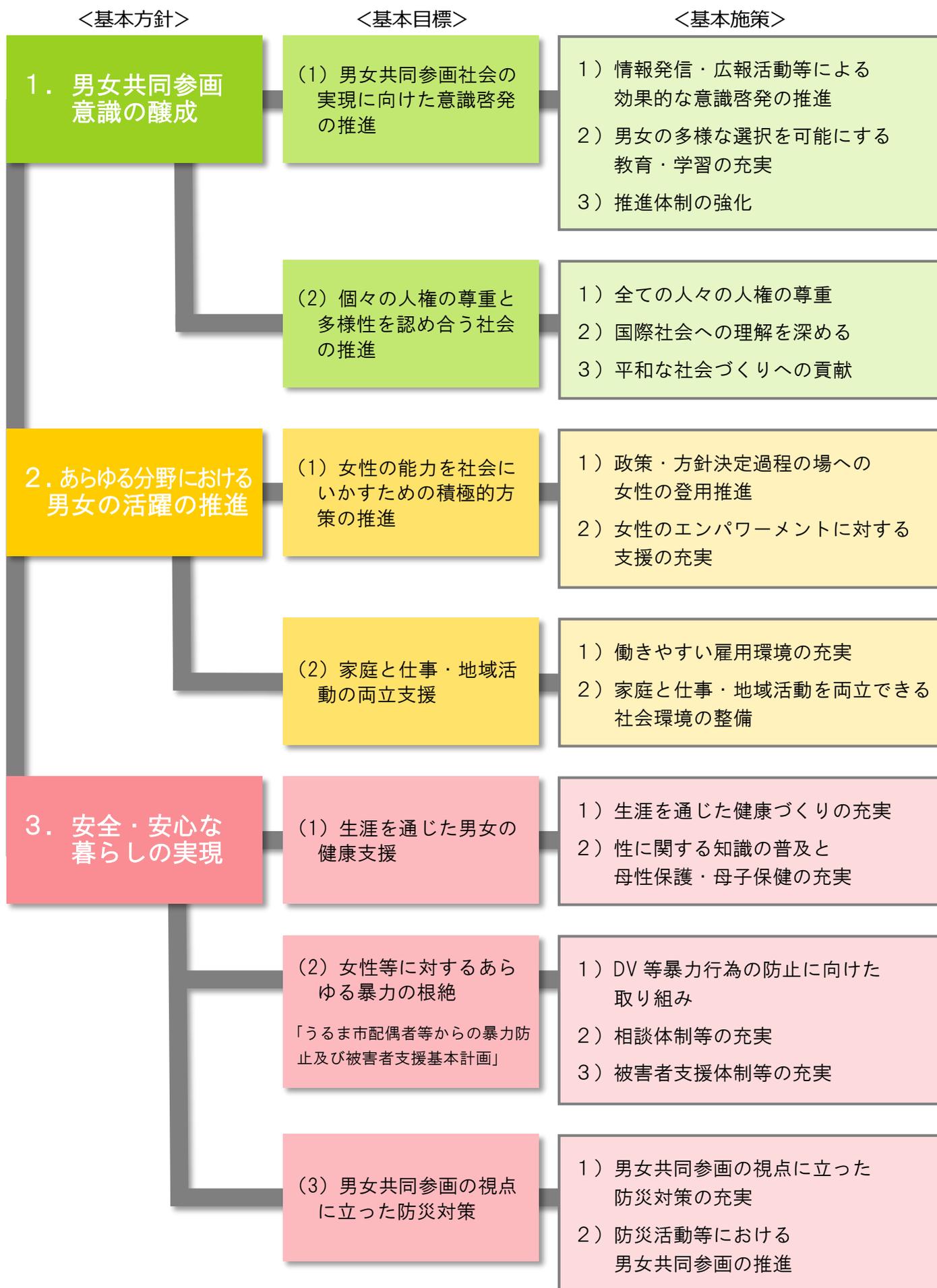
本計画の推進にあたり、関係する施策・事業等において、市民・関係団体・事業所等の関係者との協働により推進を図ります。



2. 計画の進行管理については、実効性を高めるため、推進本部体制を継続強化し、年度ごとに進捗状況の把握、評価、公表を行っていきます。さらに、男女共同参画審議会を活用し、市民の視点でも事業の評価を行っていきます。

3. 国、県、その他男女共同参画に関する諸機関、組織との連携を図りながら、本計画を効果的に推進します。

施策の体系



基本方針 1：男女共同参画意識の醸成

誰もが自らの意思でいきいきと心豊かな生活を送るためには、自分らしく生きていけること、各々の人権が尊重されることが大切です。それは、女性や男性、LGBTQなどの性的マイノリティ、子ども、高齢者、外国人といった全ての人が等しくもっている権利です。

そのため、男女共同参画に関する意識の醸成を通して、誰もが人間として平等であることを再認識し、「互いに尊重し合える意識づくり」、「性別にとらわれず個性を尊重しあう意識づくり」を進めていきます。

また、平和な社会づくりを進めるとともに、国際的な視野に立ち、性別にとらわれない生き方のできる環境づくりに取り組んでいきます。

(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進

1) 情報発信・広報活動等による効果的な意識啓発の推進

- 男女共同参画に関する各種イベントの企画・開催
- 男性に向けた男女共同参画社会形成における機会の創出
- 出前講座の開催と情報発信
- 市ホームページ等での本計画の周知
- 男女共同参画情報紙「み・も・ぞ」による継続的な情報発信 等

2) 男女の多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- ジェンダー教育の推進、ジェンダー教育に関する調査・研究
- 男女平等学習の充実、人権教育の充実
- 性別にとらわれない主体的な選択ができるような進路指導の充実
- 保育士や教職員に対する男女共同参画に関する研修の実施
- 男女共同参画に視点をおいた各種講座の充実、事例調査・研究 等

3) 推進体制の強化

- 審議会での進捗確認及び評価の実施、実働部隊組織化の検討
- 推進本部会議の実施、職員研修の実施

(2) 個々の人権の尊重と多様性を認め合う社会の推進

1) 全ての人々の人権の尊重

- 広報紙等を活用した情報発信、「子どもの権利条約」の周知
- 性的マイノリティへの支援に向けた取り組みの検討・実施
- 教育相談の継続実施
- 相談窓口の継続実施及び充実、男性相談員の配置や相談窓口の検討
- 高齢者及び児童虐待等に関する通報窓口の継続実施及び充実

2) 国際社会への理解を深める

- 外国語教育の継続実施
- 海外短期留学の継続実施
- 国内外研修派遣費補助事業の継続実施 等

3) 平和な社会づくりへの貢献

- 地域との連携による平和学習の充実、平和について多様な視点から学ぶ機会の創出
- 非核平和都市宣言の普及、平和資料等の保存・活用

◆基本理念の達成に向けて期待すること◆



地域

- ・行事の計画・立案から男女共同で行う。
- ・地域で意識を変える行事(男性料理教室等)を企画し、開催する。

職場

- ・ゴミ出しやトイレ掃除、お茶出し等の雑務対応を輪番制にする。
- ・仕事を気持ちよく進めるためにお互いの考え方を理解する機会を持つ。

家庭

- ・家庭内での役割分担について夫婦で協定を結んでみる。
- ・共通して出来ることは気づいた人がやる。
- ・お互いに素直に意見を言える家庭環境づくりをする。



基本方針 2：あらゆる分野における男女の活躍の推進

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる場面で活躍する女性への支援を進めるとともに、男性も一緒になって環境づくりに努める必要があります。女性が十分に力をつけて能力を発揮することや、男性が男女共同参画の視点をもって協力することで、社会的地位や評価、社会の仕組みを変えていくことに繋がります。

また、男女が個性と能力を発揮し、家庭と仕事、地域活動などの様々な分野に参画していくことにより、女性の視点・感性も加わった、より良いまちづくりが推進できます。

そのためにも、女性の社会参画を阻む要因を探り、参画に向けた支援を行っていくとともに、男性の仕事優先のライフスタイルを見直し、家事・育児に積極的に関わられるような支援に取り組むなど、男女がともに協力しあいながら家庭と仕事、地域活動へ参画し活躍できるよう推進します。

(1) 女性の能力を社会にいかすための積極的方策の推進

1) 政策・方針決定過程の場への女性の登用推進

- 委員選任時における積極的な女性登用の取り組み
 - 登用に関する指針づくり、各種委員会等における男女バランスの検討
 - 様々な場への女性の参画促進に向けた環境づくり
 - 女性職員の意識啓発・積極的登用
 - 女性職員の研修への参加機会の充実
- 等

2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実

- 女性リーダー研修会の実施支援・参加促進
 - まちづくりに貢献できる女性リーダーの育成
 - 女性のエンパワーメントに関連した生涯学習事業の充実
 - 就労等を支援する能力開発講座の実施・充実
 - 指導的立場にある女性の育成・登用
- 等

(2) 家庭と仕事・地域活動の両立支援

1) 働きやすい雇用環境の充実

- 男女雇用機会均等法等の法・制度の周知
 - 育児・介護休業制度の周知と意識啓発、庁内における環境づくり
 - ハラスメント行為の防止に向けた啓発活動の推進
 - ひとり親家庭を対象とした各種自立支援事業の周知と活用促進
 - 家族経営協定の締結促進・普及
- 等

2) 家庭と仕事・地域活動を両立できる社会環境の整備

- ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
 - 子育て支援サービスの充実
 - 男性向けの家事の体験学習機会の拡充
 - 育児に関する講演会等への両親の参加意識の啓発
 - 地域活動における固定的性別役割分担意識の是正
- 等

◆基本理念の達成に向けて期待すること◆

職場

- ・女性職員も男性職員も育児休暇を取得しやすい雰囲気づくりを心がける。
- ・職員の状況を確認しつつ、役割等を調整できるように配慮する。
- ・管理職への登用について、ポストの希望を聞く仕組みづくりを行う。

地域

- ・地域の中で役割を持たせて地域行事への参加を促す。
- ・目の前にいる人に思いやりを持って接する相手を思いやる。

家庭

- ・それぞれの得手・不得手を理解する。
- ・介護の役割分担や育児休暇の取得について家庭内で話し合いを持ってみる。



基本方針③：安全・安心な暮らしの実現

生涯、健康で安心して暮らしていくことができるよう、男女それぞれのライフステージに合わせた健康づくりの充実を進めていきます。

また、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、相談体制及び被害者支援体制の充実を図るものとします。さらに、我が国においては自然災害が頻発していることから、予防・応急・復旧・復興等全ての局面において男女が協力して取り組んでいくことが出来る体制づくりを図るとともに女性リーダーの養成を推進します。

(1) 生涯を通じた男女の健康支援

1) 生涯を通じた健康づくりの充実

- 住民健診・婦人がん検診の充実
- 特定保健指導や定例健康相談の継続
- 各ライフステージでの食育の推進
- 喫煙・飲酒対策、健康への影響の周知
- パネル展等による周知や職場でのこころの健康づくり 等

2) 性に関する知識の普及と母性保護・母子保健の充実

- 思春期教室・思春期講演会の継続実施
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発
- 妊娠・出産・子育て期における夫婦での学習機会への参加促進
- うるま市子育て世代包括支援センターの周知・若年妊産婦等への支援の充実

(2) 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

1) DV等暴力行為の防止に向けた取り組み



- 暴力防止のための広報啓発活動の推進
- パープルリボン運動の普及、パープル・ライトアップへの協力の働きかけ
- 若年層に対する意識啓発やリーフレット等の配布による相談体制の周知
- 暴力から自分の身を守るための発達段階に応じた教育の実施
- ハラスメント行為の防止に向けた啓発活動の推進

2) 相談体制等の充実

- 配偶者暴力相談支援センターの周知
- 身近な相談窓口・相談員等の周知
- 研修参加等によるDV相談に対応する各種相談員の資質向上
- 庁内における連絡協議会の設置検討 等

3) 被害者支援体制等の充実

- DV被害者の早期発見のための通報等努力義務の周知
- 地域の支援者との連携による早期発見・対応実施
- 住民基本台帳の閲覧制限等による被害者保護措置の実施
- 一時保護施設との連携による適切な支援実施
- DV加害者への「DV加害者更生相談室」の周知及び利用促進

(3) 男女共同参画の視点に立った防災対策

1) 男女共同参画の視点に立った防災対策の充実

- 災害対応における男女共同参画の必要性の周知
- 男女のニーズの違いに配慮した災害用備蓄品等の整備
- プライバシーに配慮した避難所運営等に関する情報収集、男女共同参画の視点を取り入れた災害時のマニュアル作成

2) 防災活動等における男女共同参画の推進

- 自主防災組織における女性の参加や意思決定の場への登用促進
- 被災者の多様性に応じた相談体制の構築準備



数値目標

基本理念の達成に向けて、基本方針ごとに各々中間年（2023年度）までに達成する数値目標を以下の通り設定しました。

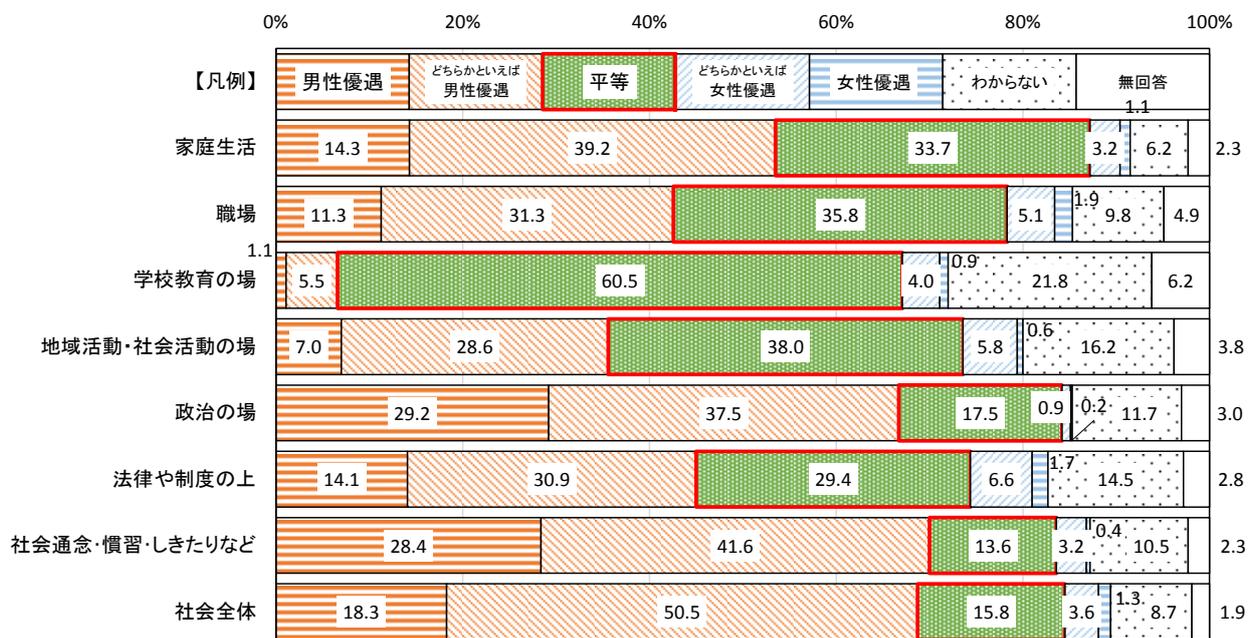
基本方針1 男女共同参画意識の醸成

数値目標1 男女の平等感の向上 各場面において『平等である』60.0%以上

2017（平成29）年11月に実施した市民意識調査結果をみると、「学校教育の場」を除く他の項目では『平等』とする割合が2～4割となっており、未だに不平等感の高い状況がうかがえます。

男女共同参画意識の醸成を図るためには、今後も市民等に向けた積極的な啓発活動が必要となります。

意識の醸成に向けて、あらゆる場面での男女の平等感について『平等』とする割合を60.0%以上に引き上げることを目標として設定します。



基本方針2 あらゆる分野における男女の活躍の推進

数値目標2 各種委員会・審議会での女性の登用率 36.0%以上

数値目標3 男性の育児休暇取得率（うるま市役所内）の向上 13.0%

まちづくりを実施していく上では、市民一人ひとりが声を挙げると同時に、男女それぞれの視点が必要になります。

あらゆる分野における男女の活躍を図るために、うるま市では今後も各種委員会及び審議会での女性の登用率向上に向け、第2次うるま市総合計画において設定している36.0%以上の登用を目指します。

また、平成29年度時点における市役所内での男性職員の育児休暇取得率は3.2%となっており、妻である女性のみが育児休暇を取得する状況がうかがえます。男女それぞれの活躍を推進するため、女性が担っている育児等の役割分担を促し、妊娠・出産を予定している妻がいる男性職員の育児休暇取得率を、「日本再興戦略2016」（平成28年6月閣議決定）等の目標とあわせて13.0%に設定し、庁内での取得率達成を目指すこととします。



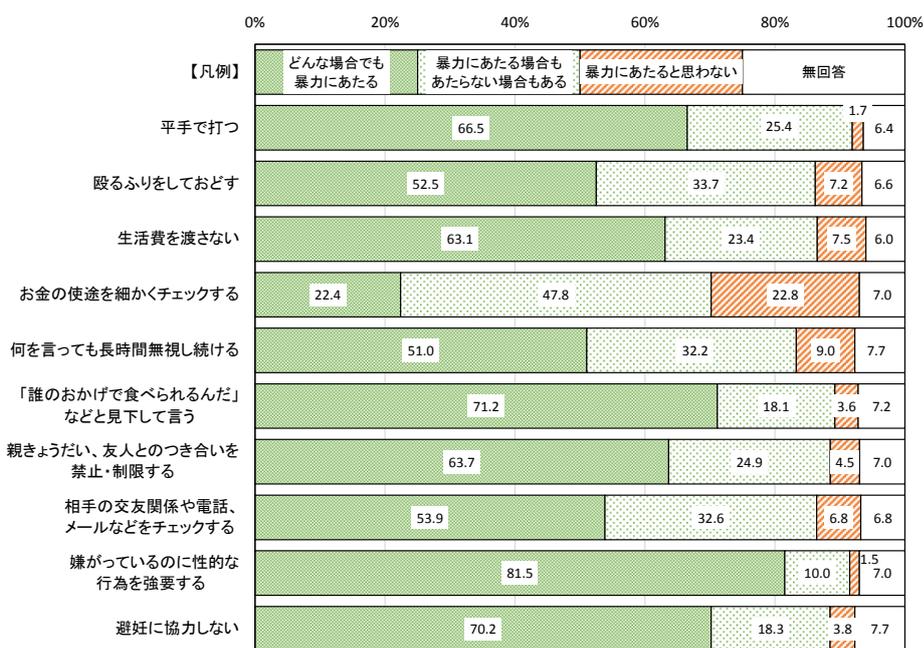
数値目標4

暴力だと思ふ行為に関する認識 各項目80.0%以上

2017（平成29）年11月に実施した市民意識調査結果をみると、『お金の用途を細かくチェックする』や『何を言っても長時間無視し続ける』、『殴るふりをしておどす』、『相手の交友関係や電話、メールなどをチェックする』については暴力という認識がやや低い状況がうかがえます。

安全・安心な暮らしの実現のため、まずはどのような場合・状況が暴力にあたるかという認識を高める必要があります。

意識調査項目に挙げられる行為を「暴力である」と認識する方の割合80.0%以上を目指します。



相談窓口の紹介

うるま市では、以下の相談窓口を設け、配偶者からの身体的・精神的・経済的な暴力（DV）をはじめ、さまざまな相談に対応しています。ご相談したいことがございましたら、以下の相談窓口へご相談ください。

相談機関	電話番号 相談時間	場所	相談内容
うるま市 女性相談室	098-973-5041 月曜日～金曜日 8:30～17:00	うるま市役所 本庁2階 児童家庭課内 (うるま市みどり町 一丁目1番1号)	夫婦、親子、嫁姑、親族間の もめごと/結婚、離婚/そ の他一身上のことなど悩ん でいるとき
うるま市 家庭児童相談室			しつけ、虐待、不登校、非行、 子育てに関する悩み相談
中部配偶者暴力 相談支援センター	098-989-6603 月曜日～金曜日 8:30～17:15	中部福祉事務所内 (沖縄市美原 1-6-28)	DVに関する相談
ているる相談室	女性相談 098-868-4010 火曜日～土曜日 10:00～17:00	沖縄県男女共同参画センター ているる (那覇市西 3-11-1) 電話/面接相談 (面接は予約制)	離婚・DV/パートナーや家 族/自分の生き方・人間関 係/生活・子育て・介護/国 際結婚・離婚/性・心身に 関すること等
	男性相談 098-868-4011 日曜日、月曜日 10:00～16:00	電話相談のみ	

